

待機児童対策に係る私立保育所等への補助金について（報告）

待機児童対策に係る新設の補助金

【概要】

本市では、新たな保育施設の誘致や公立保育園での受け入れ枠の拡大により、平成28年4月には待機児童ゼロを達成しました。しかしながら、保育の必要な児童は増加しており、平成29年4月には新たな待機児童の発生が見込まれています。保育ニーズに対応し、必要な保育量を確保するため、私立保育園等に対して3つの補助を行います。

【事業内容】

1 駐車場の借上げに係る補助

市内で私立保育園等を経営する法人が、雇用する常勤保育士の通勤自家用車用に駐車場を借上げ使用させる場合、駐車場借上げに係る費用を補助します。

※保育士自身が月極駐車場等を通勤用に借用し、その賃借料を法人が負担している場合も対象になります。

（補助限度額） 常勤保育士1人あたり月額2,500円

2 国が定めた公定価格との差額に対する補助【定員拡大を行った場合】

市内で私立保育園等を経営する法人が市の要請に基づき、当該保育所の定員を拡大した場合に、公定価格基本単価の減額分を補助します。

（補助限度額）

定員変更時の前年度1年間における公定価格基本単価総額を12で除した額を基準とし、定員変更後の各月の公定価格基本単価と基準額とを比較し減少している額を補助します。

3 新規採用した保育士に係る宿舍への補助

市内で私立保育園等を経営する法人が、雇用する常勤保育士を法人が借り上げた宿舍に入居させる場合、宿舍借上げに係る費用を補助します。

※保育士自身が賃貸物件を借りて居住し、その賃借料を法人が負担している場合も対象とします。

（補助限度額） 常勤保育士1人あたり月額82,000円

